



よこはま yokohama やさしい日本語

Информация для жителей Йокогамы на простом японском языке (ежемесячный выпуск)
BABASAHIN SA PANGKABUHAYAN PARA MAGAANG NA WIKANG HAPON ANG NASASAAD
ข่าวสารเกี่ยวกับการใช้ชีวิตที่โยโกฮามาสำหรับชาวต่างชาติ ฉบับภาษาญี่ปุ่นอย่างเข้าใจง่าย

No.227

翻訳：グループみらい 発信：公益財團法人 横浜市国際交流協会 (Y O K E) 2020年5月号
ねん がつごう

問い合わせなどで ことばに こまつたときは 横浜市多文化共生総合相談センターに でんわ (045-222-1209) して

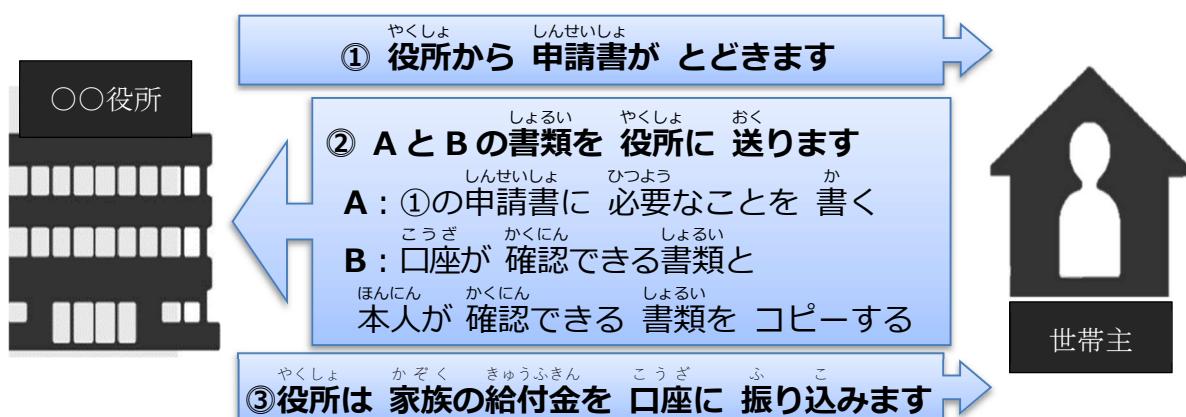
せいかつ
生活じょうほう

～5月号は 新型コロナウイルス感染症についての 情報を あつめました～

やくしょ じゅうしょ とうろく ひと まんえん きゅうふきん
役所に 住所を 登録している人は 10万円 (給付金) もらうことが できます

やくしょ じゅうしょ がつ にち とうろく ひと がいこくじん くに まんえん
役所に 住所を 4月27日までに 登録している人は だれでも (外国人も) 国から 10万円
もらいます。手続きをしないと もらえません。※かならず 手続きをしてください。

げついない まんえん
※てつづきは 3か月以内にしてください。おくれると、10万円は もらえません。



※マイナンバーカードを 持っている人は インターネットでも てつづきができます。

といあわ そしむじょう
問い合わせ：総務省 コールセンター TEL 03-5638-5855

がいこくじん かた
外国人の方へ 住民基本台帳制度についての 問合わせ

じぶん じゅうしょ とうろく
自分の 住所の登録が どうなっているか 分らないときは 総務省に 電話してください。

でんわ
電話： 0570-066-630、TEL 03-6436-3605 (IP電話、PHSから 電話するとき)

11のことばで そうだん できます。通訳を します。

にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご ご
ことば：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

じぞく かきゅうふきん しんせいよう
持続化給付金 申請用 ホームページ (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

しんがた かんせんかくだい じゅうにゅう じぎょう くに
新型コロナウイルス感染拡大で 収入が へっても 事業が つづけられるように、国は

みせ かいしゃ かね じょうけん しんせいようりょう
お店や 会社に お金を あげます。いろいろ 条件が あります。申請要領を みてください。

かね ちゅうしょうほうじん さいこう まんえん こじんじぎょうしゃ さいこう まんえん
お金：中小法人：最高 200万円 個人事業者など：最高 100万円

ねんど そううりあげ ねん おな つき い か つき うりあ げつ
2019年度の 総売上 - (2019年の同じ月と くらべて 50%以下に なった月の 売上げ×12か月)

じょうけん つき う あ ねん おな つき はんぶん い か
条件：①ひと月の 売り上げが 2019年の 同じ月と くらべて 半分 以下になった

ねん まえ じぎょう じぎょう
②2019年より 前から 事業をしていて これからも 事業を つづけるつもり

ようい ねん かくていしんこくしょい ひか
用意するもの：①2019年の 確定申告書類の 控え

う あ つき う あ だいちょう まいにち う あ か
②売り上げが へった 月の 売り上げ台帳 (=毎日の 売り上げを 書いてある
ノートなど) の コピー ③通帳の コピー ④身分証明書の コピー (個人で 事業を
している 場合)



といあわ じぞく かきゅうふきんじぎょう
そうだん・問合せ：持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

あいぴーでんわ うけつけじかん
IP電話 03-6831-0613 受付時間 8:30~19:00

がつ がつ まいにち がつ がつ にちようび きんようび どようび
(5月~6月 毎日) 7月~12月 (日曜日~金曜日 土曜日は ありません)

よこはまし しんがた かんせんしよう らいんし
横浜市は 新型コロナウイルス感染症の ニュースを LINEで 知らせます

どんなことが できますか

(1) 新型コロナウイルス感染症について あたらしい情報を 知らせます

(2) 粗大ごみの 問合せや 申込み、ごみ分別の 案内をします

(3) 市ウェブサイトへの リンクが できます

とも 「友だち とうろく」を しましよう

きゅーあーる ♦ Q R コードを よみとる

とも ついか ① ホームの [友だち追加] を えらぶ

きゅーあーる けんさく らいんあいでいー ② [Q R コード] または [検索 (LINEID)] を えらぶ

きゅーあーる あいでいー ③ Q R コードを よみとるか I D [@cityofyokohama] を 入力して 検索



@cityofyokohama

[検索 (LINEID)]

といあわ
問合せ：

よこはまし らいん こうしき
☞横浜市 LINE 公式アカウントについて

しみんきょく こうほうかたんとうかちょう
市民局 広報課担当課長 TEL 045-671-2349

メールアドレス : sh-web@city.yokohama.jp

そだい もうしこ うけつけ
☞粗大ごみ 申込み・受付について

しげんじゅんかんきょく かていけいたいさくぶ ぎょうむかちょう
資源循環局 家庭系対策部 業務課長

TEL 045-671-3815

メールアドレス : sj-gyomu@city.yokohama.jp

(1) おうちで 学ぼう (小学生・中学生のための テレビ ばんぐみ)

新型コロナウイルス感染拡大を ふせぐため いま 学校が お休みです。
みなさん、子どもの 勉強のことが 心配ですね。「おうちで 学ぼう」は 学校で 勉強する
ことを 分かりやすく まとめた N H K の テレビばんぐみです。
テレビを みて 家で べんきょうが できます。教科や
学年ごとに わかれています。1つの 番組は 10分ぐらいです。

べんきょうの しかた (<https://www.nhk.or.jp/school/ouchi/>)

① N H K for Schoolの ばんぐみひょうを みる

② みる ばんぐみを きめる

③ よしゅうを する (教科書で しらべる) ④ テレビ (ばんぐみ) を みる

④ ノートに ないようを まとめ→うちの人や ともだちに 勉強したことを 話す



NHK for School

(2) Eテレで 楽しちゃう

小学校に 行く 前の 子どものための テレビです。

朝の 6:35~17:40まで いろいろな ものが あります。

(1)、(2) の問合せ：N H K ふれあいセンター (ナビダイヤル) 0570-066-066

または 050-3786-5000

メールの問合せ：www.nhk.or.jp/css/

入管からの お知らせ ~ 書類を 出すときの 特別な ルール~

入管 (出入国在留管理庁) には たくさん 人が あつまります。

新型コロナウイルスが 広がらないように、特別な ルールを つくりました。

ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/pdf/200319-jadocuments.pdf>) で 5つのことば (英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語) で よむことができます。

① 在留期限を 長くしたいとき

在留カードの 在留期限 (日本に いることができる さいごの 日) が

2020年 3月1日~6月30日までの人は、在留期限から 3か月が すぎる日までに、

入管に 行って 書類を 出すことができます。

② 日本で 生まれた赤ちゃんの てつづき

(・赤ちゃんの 国籍が 日本ではないとき・生まれてから 60日以上 日本に いるとき)

赤ちゃんが 2020年 1月31日~6月30日の あいだに 生まれたときは、

生まれてから 61日目の 3か月後までに、入管に行って書類を出すことができます。



しんがた じぶん くに かえ ひと
新型コロナウイルスのために、自分の国へ帰ることができなくなった人は、

ざいりゅう きげん まえ にゅうかん しょりい だ
在留期限が すぎる前に、入管に 書類を 出します。

★在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」をみてください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html

★わからないことは入管(外国人在留総合インフォメーションセンター)に聞いてください。

TEL 0570-013904、03-5796-7112 (I P、P H S、**あいぴー ぴーえいちえす がいごく** 外国から)

にちじ げつ きん ひ
日時：月～金よう日 8:30～17:15

かいしゃ がいこくにん き 会社で はたらいている 外国人の みなさん 気をつけてください

ルールは にほんじん おな こうせいろうどうしょう
日本人と 同じです。 (厚生労働省)

① 休業手当が でます

かいしゃ りゅう かいしゃ かいしゃ やす い かいしゃ
会社の理由で 会社が あなたに「会社を 休んでください」と 言うとき、会社は あなたに
かね きゅうぎょうてあて
お金（休業手当）を はらわなければなりません。

②日本政府の助成金があります

日本政府は、はたらいている人を まもるために 会社に お金 (助成金) を はらいます。
このお金は 外国人のためにも、日本人のためにも 使うことができます。

③ 有給を 使えます

子どもの学校が 休みになって、あなたが 会社を 休まなければならぬとき、有給
(年次有給休暇: 給料がでる休み) を 使うことができます。

④解雇のルール

かいしゃ ひと かいしゃ かいしゃ
会社は じゅうに はたらく人を やめさせることはできません。会社が あなたに「会社を
やめてください」と ^い 言うとき、ルールを まもらなければなりません。

①～④などで、こまつたことがあるとき、

かながわけん ろうどうきょく
神奈川県の労働局 TEL 045-211-7358、ちかくの 労働基準監督所、ハローワークに
そだんしてください。ホームページで 15 のことばで よむことができます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyoujishi/page11_00001.html